

# 税の申告は お早めに!

申告期間

2/16~3/15まで

期間後半は混雑が予想されます。  
早めの申告をお願いします。

## 平成 28 年 1 月 1 日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

平成 28 年度(平成 27 年分所得)の市民税・県民税の申告相談は、平成 28 年 2 月 16 日～3 月 15 日までの(土・日を除く)期間、麻生・北浦・玉造の各庁舎で行います。

申告相談の待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定しましたが、ご都合がつかない場合は他の日時にお越しください。また、申告期限が近づくにつれて大変混み合い、長時間お待ちいただくようになりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。

所得税・住民税申告は、前年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得を申告するもので、住民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となり、また申告をされませんと各種証明書の発行ができないほか、保育園・幼稚園の入園などに必要な書類の発行ができませんので、必ず平成 28 年 3 月 15 日(火)までに申告してください。事前に申告書および収支内訳書等の用紙が必要な場合は、税務課(麻生庁舎)までご連絡ください。なお、北浦・玉造の総合窓口にも用意してあります。



### ■申告が必要な方

- ①給与収入が 2,000 万円を超えている方
- ②事業所得(営業所得・農業所得)があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤平成 27 年中に会社を退職された方、また年末調整が済んでいない方
- ⑥平成 27 年中に 2 社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
- ⑦公的年金等以外の所得がある方
- ⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
- ⑩障害者年金や遺族年金等を受けている方
- ⑪諸控除を受けようとする方

### ■申告が必要ない方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方(他市区町村在住者の扶養を除く)
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は住民税の申告は必要ありません

### ■市役所では受付できない申告

- ①青色申告②株式・土地の譲渡所得③住宅借入金等特別控除(初年度)④繰越損失⑤先物取引⑥消費税申告⑦贈与税申告⑧過年度申告

要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の方で、認知症や寝たきり度(日中ベッド上で過ごす割合)がある一定以上の判断基準を超える方は『障害者控除対象者認定書』の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用で医療費控除の対象になる場合もございますので、市役所介護福祉課(Tel 0299-55-0111)までお問い合わせください。

## ■申告に必要なもの

印鑑 確定申告書等（税務署より送付されている場合） 市民税・県民税申告のご案内ハガキ（市より送付されている場合）  
所得の種類によって下記の表よりお持ちください（申告する内容によって複数にまたがる場合があります）

該当する方のみ	給与・年金所得者	<input type="checkbox"/> 給与・年金源泉徴収票（紛失された場合は、給与・年金支払者に再発行を依頼してください。市役所では発行できません。）
	事業所得者 （営業・農業・漁業・不動産）	<input type="checkbox"/> 収支内訳書（必ず作成して持参してください） <input type="checkbox"/> 領収書等 <input type="checkbox"/> 雑収入（戸別所得補償等）の額のわかるもの <input type="checkbox"/> 関係帳簿類（必要に応じて）
	譲渡所得者 （土地などの売買・交換等）	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 買取証明書（公共事業への売買のみ）
	一時所得者 （生命保険などの満期）	<input type="checkbox"/> 保険会社からの明細書
	退職者	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 退職所得の源泉徴収票
	雑損控除を受ける方	<input type="checkbox"/> り災証明書（初めて雑損控除を受ける場合） <input type="checkbox"/> 被害のあった建物等の修繕等に係る領収書 <input type="checkbox"/> 昨年の雑損控除計算書 <input type="checkbox"/> 昨年の確定申告書の控え（雑損控除の繰越がある場合）
	諸控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書 ※医療費控除を受ける方で保険会社などから医療費の補てんがされた場合には、明細書も必要となります。また、領収書を紛失された場合には、かかった病院などで再発行を受けてください。健康保険組合などが発行する医療費のお知らせでは医療費控除は受けられません。
その他	<input type="checkbox"/> 通帳等（還付または納税の際に必要。本人名義） <input type="checkbox"/> その他上記以外に申告に必要なもの	

## ■申告日程表

申告会場	麻生保健センター	北浦庁舎2階第1会議室	玉造庁舎2階第1会議室
受付時間	《午前部》 午前8時30分～11時30分 《午後部》 午後1時00分～4時00分		
指定日	対象地区	対象地区	対象地区
2月16日（火）	麻生地区	津澄地区	玉川地区
2月17日（水）			
2月18日（木）			
2月19日（金）			手賀地区
2月22日（月）			
2月23日（火）	太田地区	要地区	玉造地区
2月24日（水）			
2月25日（木）			
2月26日（金）			
2月29日（月）	行方地区	武田地区	現原地区
3月1日（火）			
3月2日（水）			
3月3日（木）			
3月4日（金）	小高地区	武田地区	立花地区
3月7日（月）			
3月8日（火）			
3月9日（水）			
3月10日（木）			
3月11日（金）			
3月14日（月）			
3月15日（火）			

- 午前中に受付をされた方でも当日の混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますので、ご了承ください。
- 受付簿は当日午前8時にお出します。事前予約などはできません。

### 自宅のパソコンで 申告書等を作成できます！

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、所得税・消費税・贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、自宅のプリンターで印刷すればそのまま税務署に提出（郵送可）することができます。また、作成したデータは、e-Tax送信用データとして利用することができます（贈与税を除く）。

## 固定資産税（償却資産）の

### 申告のお知らせ

税務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

償却資産（事業用資産）をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日（賦課期日）現在の資産の所有状況を申告していただくことになっていきます。

つきましては、申告書等を作成の上、2月1日（月）までに、税務課（麻生庁舎）へ提出をお願いします。

## 平成27年分申告手続き等（個人事業者向け）研修会のお知らせ

税務課（麻生庁舎）

☎0299（72）0811

市では個人事業者を対象に、申告手続き等の研修会を開催し、期限内の申告等を推進しています。所得税（住民税）や固定資産税、マイナンバー等について制度内容の研修会を行いますので、お気軽にご参加ください。

【日 時】 1月16日（土）午後7時～午後9時

【場 所】 北浦公民館 2階会議室

## 平成28年度～30年度 学校給食用物資納入者登録申請の受付

北浦学校給食センター

☎0291（35）2581

学校給食用物資の購入に際し、安全安心な物資の調達を図るため、基準を満たす物資納入業者の登録を行います。

### 【受付期間】

1月12日（火）～2月5日（金）※土・日・祝祭日を除く

### 【受付時間】

午前9時～午後4時

### 【受付場所】

北浦学校給食センター（〒311-1705 行方市内宿738-1）

☎0291-35-2581

### 【提出書類】

学校給食用物資納入業者登録申請書（給食センターにあります）

### 【添付書類】

- ①食品衛生監視票（写し）
- ②保健所の営業許可証（写し）
- ③主な販売先調査書
- ④取扱業者報告書
- ⑤営業所、製造所および倉庫の所在地ならびに見取り図
- ⑥納税証明書

\*様式については市ホームページからダウンロードできます。

## 行方都市計画区域マスタープラン案の縦覧について

都市建設課（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

都市の将来像を示す「都市計画区域マスタープラン」に係る都市計画の案について、都市計画法の規定に基づき縦覧を行います。

案に対してご意見のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

### 【案の内容】

都市計画区域マスタープランの変更

### 【縦覧期間】

2月4日（木）～2月18日（木）午前8時30分～午後5時15分※土・日・祝祭日を除く

### 【意見書の提出方法】

縦覧場所に備えた意見書に必要事項を記載し持参または郵送で提出してください。※2月18日（木）必着

### 【提出先】

茨城県知事 橋本昌（茨城県土木部都市局都市計画課扱い）あて

（〒310-8555 水戸市笠原町

978番6）

### 【案の縦覧場所および問い合わせ先】

茨城県土木部都市局都市計画課

☎029-301-4592

都市建設課（玉造庁舎）

☎電話0299-55-0111

## 難病患者福祉見舞金の請求を されていない皆さまへ

社会福祉課 障害福祉グループ（玉造庁舎）

☎0299（55）0111

市では、難病患者に対して、難病患者とその家族の労苦を見舞うとともに、福祉の増進を図るために「難病患者福祉見舞金」を支給しています。支給対象になる方で、まだ請求をしていない方は早急に申請してください。

### 【対象者】

平成27年10月1日現在、市内に住所を有する方で、茨城県から交付された「指定難病特定医療費受給者証」をお持ちの方

【見舞金額】 年額 2万円

【締め切り】 2月29日（月）

### 【必要書類】

- ①「指定難病特定医療費受給者証」または疾病を証する医師の診断書
- ②難病患者本人の預金通帳
- ③印鑑
- ④申請者が保護者のときは、保護者であることを証明できるもの（運転免許証など）

# マイナンバー制度の お知らせ

【問い合わせ】  
総務課  
総合窓口課  
☎ 0299-72-0811



## 社会保障・税の手続きでマイナンバーの提示をお願いします

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されることに伴い、税、社会保障の手続きをされる際には、マイナンバーの提示と本人確認が必要となります。

医療・介護・生活保護・児童手当などの社会保障の手続きや、税の関係の手続きのために来庁する際は、マイナンバーが分かる「個人番号カード」または「通知カード」と「身分証明書」をお持ちください。

## 「通知カード」が届いています

マイナンバーの通知カードをお受け取りでない方は、総合窓口課（☎ 0299-55-0111）にお問合せください。

郵便局の保管期間を過ぎた通知カードは、総合窓口課（玉造庁舎）でお預かりしています。電話にてお問い合わせいただき、通知カードの受け取りをお早めをお願いいたします。事前にご連絡いただくことにより、麻生庁舎・北浦庁舎で受け取ることもできます。

### ＜受け取りの際にお持ちいただくもの＞

本人または同世帯の方・・・本人確認書類、印鑑

代理人（別世帯の方）・・・本人の本人確認書類、委任状、代理人の本人確認書類、代理人の印鑑

## 「個人番号カード」を申請するに当たって

### ◆申請期限や申請しないことによる罰則はありません

申請者の希望で、ご都合の良いときに郵送やスマートフォンなどで申請いただけます。マイナンバーの手続きや生活上の本人確認に利用できますので、申請をご検討ください。

### ◆氏名・住所・生年月日の確認をお願いいたします

通知カードの表面に記載されている氏名・住所・生年月日に間違いがないか確認してください。もし、記載が誤っているときは、総合窓口課にお問い合わせください（個人番号カードにふりがなは記載されません）。

### ◆通知カードは切り離してください

「通知カード」と「個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書」は、必ず切り離してから送付してください。でき上がった個人番号カードを市役所で受け取る際に「通知カード」と交換になります。

### ◆写真は必ず貼ってください

個人番号カードは、運転免許証と同様に公的な本人確認書類になりますので、最近6カ月以内に撮ったパスポートサイズ（タテ4.5cm×ヨコ3.5cmサイズ）の写真をお貼りください。

### ◆電子証明書の発行をおすすめします

「署名用電子証明書」および「利用者証明用電子証明書」は、パソコンで行う所得税の申告のほか、将来的にはさまざまな場面で活用されていくことが見込まれますので、特別な理由がないかぎり個人番号カードに搭載しておくことをおすすめします（15歳未満の方、成年被後見人の方には発行されません）。

## マイナンバー制度に便乗した詐欺にご注意ください

マイナンバーの通知や利用手続きで、国や自治体の職員が家族構成、資産や年金・保険の状況等を聞くことはありません。

不審な電話はすぐに切り、来訪の申し出があっても断ってください。不審な電子メールは無視しましょう。万が一、金銭を要求されても決して支払わないようにしましょう。

少しでも不安を感じたら、消費生活センター等（消費者ホットライン☎188）にご相談ください。

# 税金のお知らせ

## 不動産公売の案内

### 今日の税金

○国民健康保険税 第7期  
納付期限（口座振替日）は  
2月1日です。

差押不動産の入札による公売を実施します。買受を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

- 公売日時 3月1日（火）
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 茨城県行方合同庁舎2階大会議室（麻生1700番地6）
- 執行機関 行方市

### ■公売対象不動産

売却区分	所在	地番	地目	地積 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
15-4	山田字舅入	3524 番	田	3618	140,000	20,000
15-6	小幡字水無沖	83 番 10	畑	3286	1,400,000	140,000

\*詳細は「公売広報」をご覧ください。

- 農地法の許可を必要とする農地（田・畑）の公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局（北浦庁舎1階 電話0291-35-2111）へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。
- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることのできない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

### 11月実施の不動産公売結果のお知らせ

#### ■不動産入札方式

売却区分	所在	地目	地積 (㎡)	見積金額 (円)	落札金額 (円)	入札者数
15-3	玉造字鳥名木	田	292	940,000	2,036,000	4人
		田	2802			
15-4	山田字舅入	田	3618	160,000	—	入札なし
15-5	小貫字大和名	畑	4080	2,300,000	完納により公売中止	

## インターネット不動産公売の案内

差押不動産の期間入札によるインターネット公売を実施します。買受を希望する方は、次の内容をよくご確認の上、入札してください。

また、詳細は、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでご覧いただけます。

■公売方法 期間入札（ヤフー官公庁オークション）

■参加申込期間 1月7日（木）午後1時から  
1月22日（金）午後11時まで

（注意）ヤフー「官公庁オークション」の行方市ページは、上記参加申し込みが開始された後に表示されます。

■入札期間 入札開始日時 1月29日（金）午後1時から  
入札終了日時 2月5日（金）午後1時まで

■執行機関 行方市

### ■公売対象不動産

売却区分	所在	地番	地目	地積 (㎡)	見積金額 (円)	公売保証金 (円)
27-10	小貫字居下 小貫字新田後	191 番	雑種地	1438	1,900,000	190,000
		192 番	田（現況非農地*）	2407		
27-11	羽生字塚前	1778 番 3	山林	648	160,000	20,000

\*売却区分27-10は非農地のため「買受適格証明書」は不要です。

\*詳細は「公売広報」をご覧ください。

- 公売には、原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。ただし、買受人の制限（国税徴収法第92条）、公売実施の適正化のための措置（国税徴収法第108条）等、買受人となることのできない方は参加できません。
- 市では、買受人への不動産登記簿上の所有権移転などの登記は行いますが、物件の引渡の義務を負いません。物件内の動産類やごみの撤去、占有者の立ち退きなどは、すべて買受人自身で行っていただきます。また、隣地との境界は買受人と隣地所有者で協議してください。
- 公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

問い合わせ 収納対策課（麻生庁舎） ☎0299-72-0811

# 市があなたに代わって浄化槽を設置・維持管理します

～戸別浄化槽整備事業（市設置型浄化槽）～

【問い合わせ】下水道課 施設整備G（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111

従来、浄化槽は個人において設置・維持管理を行っていただくものですが、本事業は市民のみなさんに代わって、市が浄化槽の設置・維持管理を行っていくものです。

対象地域は、公共下水道認可区域および農業集落排水事業区域を除く市内全域となります。

この事業では、申請者より浄化槽工事の一部を負担していただく分担金と、設置後に市が行う維持管理などの費用を毎月の使用料として納付していただくこととなります。

本事業のメリットは、浄化槽設置にかかる個人負担が軽減されることと、浄化槽の性能を生かすために欠かせない適正な維持管理が確保されることです。

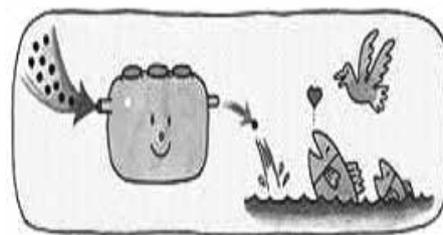
貴重な水資源、霞ヶ浦流域の環境を守るためにも、特に単独処理浄化槽をお使いの方は合併処理浄化槽への入れ替えをお願いするとともに、市設置型浄化槽の設置をご検討ください。

詳しくは、下水道課までお問い合わせください。

※なお、平成 27 年度の設置申請受付は 1 月未までとさせていただきます。平成 28 年度の受付は 4 月 1 日から開始します。

## ■分担金および使用料

住宅延床面積	浄化槽の大きさ	分担金	使用料（税別）
140㎡未満	5人槽	110,000円	3,800円
140㎡以上	7人槽	140,000円	4,000円
2世帯住宅	10人槽	190,000円	5,100円



## シリーズ 国民健康保険

## 高血圧症 放っておくとたいへん！

高血圧になる原因ははっきりとはわかっていませんが、塩分のとり過ぎや運動不足、喫煙などの不健康な生活習慣が組み合わさり、発症するとされています。

■高血圧とは、血管に加わる圧力が高い状態のこと。

この状態が長く続くと・・・

血管が傷つき → 動脈硬化が進む

高血圧症はほとんどの場合、無症状で進行。

気づかぬうちに動脈硬化が進行し、

深刻な合併症につながる可能性があります。



など、重大な病気を引き起こす！

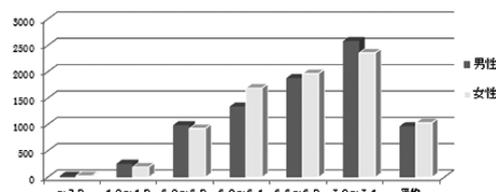
重症化予防のために

**食事は塩分のとり過ぎに注意しましょう！**

**ウォーキングなどの運動を行いましょう！**

■右のグラフは、高血圧の外来（平成 26 年 5 月診療分）で 1 人当たりの医療費を示しています。年齢を重ねればどこか具合が悪くなるのは自然のことです。成り行きに任せただけではなく、自分で意識的に健康を維持する心がけで、医療費の削減にも繋がります。

高血圧（H26.5月診療分）入院外 1 人当たり医療費  
1 人当たり医療費（単位：円）



※平成 28 年 1 月から国保の資格取得や給付の請求等について、申請書にマイナンバーの記載をお願いすることとなりますので、ご協力をお願いします。

【問い合わせ】国保年金課（玉造庁舎） TEL 0299-55-0111